

三重県産業廃棄物抑制等 設備機器整備費 補助金のご案内

応募期間: 令和8年4月6日(月)～令和8年5月15日(金)17 時まで【必着】

この補助事業は、産業廃棄物税を財源として、県内の産業廃棄物排出事業者や産業廃棄物処理業者等による、積極的な産業廃棄物の発生抑制・循環的な利用・減量化（以下「発生抑制等」という。）に係る設備機器を設置する経費の一部を補助するものです。

◆補助制度の内容

1 補助対象者

県内の産業廃棄物排出事業者、県内の産業廃棄物処理業者、県内のリサイクラー（※1）

2 補助対象事業【設備機器整備】

	県内の産業廃棄物排出事業者	県内の産業廃棄物処理業者	県内のリサイクラー
対象事業	1. 自ら（自社で）排出する産業廃棄物の発生抑制等のための設備機器（焼却設備を除く）の設置 2. 産業廃棄物の処理に係る環境負荷低減を行うための設備機器の設置 3. 産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策を行うための設備機器の設置	1. 産業廃棄物の高度な循環的な利用（※3,4）を行うための設備機器の設置 2. 産業廃棄物の処理に係る環境負荷低減を行うための設備機器の設置 3. 産業廃棄物の処理に係る地球温暖化対策を行うための設備機器の設置 4. 産業廃棄物処理施設に対する理解の促進を目的とした設備機器の設置および環境整備 ※ただし、取組4は優良産廃処理業者認定制度における優良認定事業者に限る。	1. 循環資源または産業廃棄物由来の再生材料を活用した高度な循環的な利用を行うための設備機器の設置
補助率	【中小企業(※2)】 補助対象経費の 1/2 以内 【上記以外の企業】 補助対象経費の 1/4 以内 （高度な循環的な利用は 1/3 以内）	補助対象経費の 1/3 以内	補助対象経費の 1/3 以内
補助額	100 万円以上 5,000 万円以下の額		

（※1）リサイクラーとは、循環資源または産業廃棄物由来の再生材料を活用した補助対象事業を県内で実施する事業者です。

（※2）中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に定義されている、個人事業主もしくは法人のうち、下記表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する者です。

業種	資本金の額・出資の総額	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3 億円以下	3 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
サービス業	5 千万円以下	1 0 0 人以下
小売業	5 千万円以下	5 0 人以下

（※3）循環的な利用とは、「再使用、再生利用及び熱回収」をいいます。

（※4）高度な循環的な利用とは、プラスチック類のマテリアルリサイクルやケミカルリサイクル、メタン発酵施設、使用済み太陽光パネルのリサイクル等といった、ライフサイクル全体における二酸化炭素の削減（脱炭素化）や天然資源の消費抑制、地域循環の課題解決に貢献する事業を想定しています。

(※5) 補助対象となる経費は、交付要領で定められている経費区分に該当し、かつ事業実施に必要で、仕様規格、数量、単価等が適当と判断されたものに限りです。(ICT 設備及びソフトウェアの導入に要する経費も含みます。)

(※6) 設備機器等を設置する土地・建物の経費及び人件費、振込手数料等は、補助対象外です。

3 採択方法及び採択基準

◆採択方法

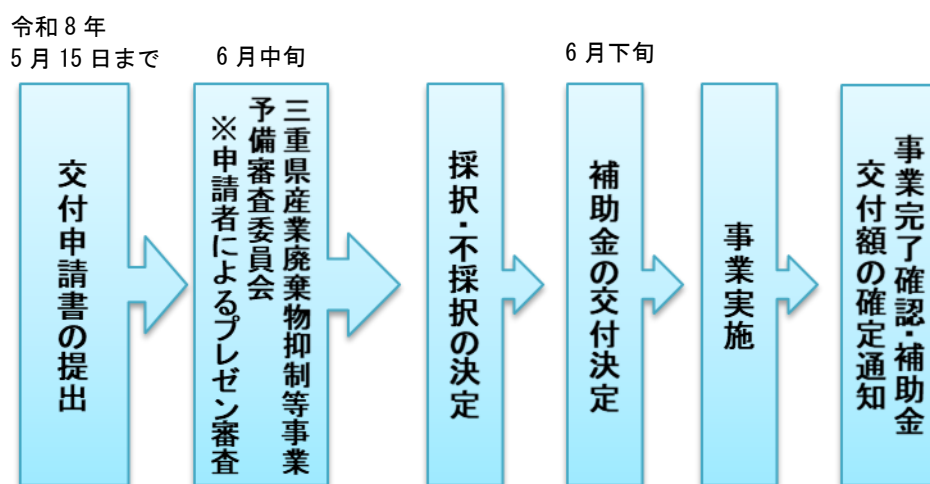
応募のあった事業実施計画について、三重県産業廃棄物抑制等事業予備審査委員会におけるプレゼンテーション審査等により、予算の範囲内で事業計画を採択します。

◆採択基準

設備機器整備事業における新規性(高度な循環的な利用のみ)、公益性、必要性、期待される効果、実施体制、財務状況、法令順守など

4 申請から採択までのスケジュール

申請の際は、必ず事前に下記問い合わせ先までご相談ください。申請書の内容や添付書類に不備がある場合には受け付けられません。



《注意事項》

- ・ 交付決定前事前着手届に記載の事前着手日前に発注行為を行った資産等は補助対象となりません。
- ・ 採択に至らなかった場合、事前着手している資産等は補助が受けられません。
- ・ 複数年度に渡る事業についても申請可能ですが、必ず事前に事業内容の協議を行ってください。

◆提出書類

交付申請書及び添付書類(様式は県HPからダウンロードできます)

令和8年度: <https://www.pref.mie.lg.jp/SHIGENJ/HP/m0058000056.htm>



◆補助事業期間

交付決定の日から令和9年3月26日(金)まで

※令和9年3月5日を目途に補助対象経費の支払いを完了させてください。

お問い合わせ: ☎514-8570 三重県津市広明町13 (三重県庁8階)
三重県環境生活部 環境共生局 資源循環推進課 資源循環政策班
電話: 059-224-3310 Email: shigenj@pref.mie.lg.jp